

王子公園再整備事業に係る対話の結果を、以下のとおり公表します。

No	対象資料名	タイトル	記載箇所					確認したい内容	回答
			頁	数	数	(数)	記		
1	要求水準書	要求水準書及びその他与条件						事業者側の計画案と市の要求水準書に乖離があった場合は落札後の協議となると考えておりますが、要求水準書に数値の条件や程度の記載がない項目について、市の要望に応じた結果、増額要因となった場合は変更契約の対象となり貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。	入札時に要求水準を満たしていない提案については失格となります。 なお、要求水準書に具体的な数値や程度の記載がない項目について、市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）により、費用変更を伴う設計・施工計画の大幅な変更が発生し増額となった場合には、事業契約書（案）第19条及び第20条に従い、市の負担となります。当該変更に係る費用の増減は、市と事業者で協議を行い、その合意に基づき、費用を精算するものとしします。
2	実施方針に関する質問への回答（6/28付）	本事業の方針	10	No. 52				動物園側や大学側との調整は各事業者間で行うのではなく、貴市が責任をもって果たすべきと考えます。特に、動物園側や大学側の計画案が提示されていない中でDB事業範囲の計画案を行っている以上、今後、動物園側や大学側含めた王子公園全ての計画との調整を図っていく必要があり、それらの計画全てを成立させる役割を担うのは、各事業者の責任ではなく貴市が責任をもって全体調整を行うべきと考えます。	動物園や大学を含めた全体調整については、事業者の協力のもと、本市が主体となり調整にあたります。そのうえで、効率面や専門性、工程調整など現場レベルでの様々な調整等は、直接各事業者間で行っていただく場合もあります。
3	要求水準書に関する質問への回答（9/24付）	緑の広場、共通事項	5	No. 22 23				市より提示の「大学ゾーンの施設計画図等」は概略計画であることから、提案内容を拘束する要求水準としての扱いとはしないいただきたい。なお、上記お認めいただいた場合、事業者決定後に調整することになりますが、増額に繋がる変更が生じた場合、追加費用としていただきたい。	「大学ゾーン施設計画図等」「大学ゾーンアクセス動線」については参考資料として提示しており、本事業の提案及び実施において、参考するものとし、要求水準を構成しません。入札説明書等に示す条件から予期できない事情により、提案内容及び入札説明書等の変更が必要になった場合は、事業契約書（案）第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。 ただし、大学については、現在検討が進められているところであり、結果、計画変更となった場合等、単純な増減ではなく、仕様変更も含めた今後の協議・調整の対象と考えます。
4	要求水準書	実施方針内容からの変更点						要求されている内容的に事業予算に納める事が非常に厳しい為、参加辞退の可否も検討せざるを得ない状況です。公告時に置いて実施方針内容から追加された「スタジアム、登山研修所のZEB化」「電光掲示板」「トイレ木造指定」「既存モニュメント移設」「親水空間」等は、今回事業の対象外としていただきたい。もしくは、事業者決定後に追加費用対応としていただきたい。	4月26日に公表した「実施方針」および「事業概要書」は、入札公告に先立ち、要求水準の概要を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を示すものであり、「要求水準書」は、入札公告時により詳細な内容を公表するものです。よってご指摘の項目については、「追加」または「変更」によるものではなく、本事業の対象としています。 なお、要求水準のうち、スタジアムにおける電光掲示板のサイズについては、有効表示領域サイズではなく躯体サイズを規定しているものであり、要求水準を満たす範囲でご提案ください。 本書に具体的な特記仕様の無い内容については、創意工夫を発揮した提案を行ってください。
5	参考資料11	王子公園駅周辺整備検討図						阪急王子公園駅からのペDESTリアンデッキ整備計画における調整が生じるとのことですが、明確な調整内容が開示されていない状況の中、提案内容の変更については、事業者側としてかなりの労力が伴うと想像されます。変更調整作業等について、追加設計費、追加工事費をご考慮いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	緑の広場への接続を検討しておりますが、入札説明書等に示す条件から予期できない事情により、提案内容及び入札説明書等の変更が必要になった場合は、事業契約書（案）第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。 ただし、当該計画については、現在検討が進められているところであり、結果、計画変更となった場合等、単純な増額ではなく、仕様変更も含めた今後の協議・調整の対象と考えます。
6	要求水準書に関する質問への回答（9/24付）	本事業関連書類の変更	18	No. 104				「市以外の関係機関としてはインフラ事業者等を想定しており」とありますが、具体的な事業者を提示お願いします。また、この分の未知のリスクを事業者負担する事は納得できない為、事業者側の責任ではなく貴市のリスクとしていただきたい。	前段について、インフラ事業者等として、市の所管以外のインフラを管理するインフラ事業者、道路管理者、河川管理者、交通管理者等を想定しています。 後段について、インフラに関連する協議により、増加費用を伴う設計・施工計画の変更が生じた場合は、事業契約書（案）第13条第4項第2号の記載に従い、事業者の負担とします。ただし、インフラ事業者等との協議により、入札説明書等の変更が必要になった場合は、契約金額の変更について協議します。また、当該変更により工期の変更が発生する場合には協議に応じます。

7	入札説明書に関する質問への回答 (9/24付)	敷地及び敷地周辺の現況	3	No. 12					貴市管理者側の事由によって生じた計画変更については事業者側の責任ではなく貴市の責任になるのではないのでしょうか。回答の意図をご教示願います。提示されている条件等からリスクの予見が難しいことに加えて、事業者側の責任とされていることが多いため参加可否に関わります。	本市より提示した資料内で、想定しうる範囲での提案を求めます。提示した資料で予見しうる範囲を超える想定等を行った場合は、事業契約書(案)第19条及び第20条記載のように、「事業者の責めに帰すべき事由」と考えますが、その他、市の責めに期すべき事由による場合は市の負担となります。ただし、動物園や大学については、現在検討が進められているところであり、結果、計画変更となった場合等、単純な増減ではなく、仕様変更も含めた今後の協議・調整の対象と考えます。
8	追加技術資料要求水準書に関する質問への回答 (9/24付)	汚水	2	No. 6					プロムナード内の汚水幹線及び周辺道路(市道阪急沿線他)の下水道に対して、(他事業も踏まえた)本DB事業側から流下することができる流量を提示してください。要求水準書に記載の『・汚水幹線はシンボルプロムナード上のφ250の管であるため、本管に集約することを基本とする。東側のアクセス園路上の管については、活用可能であるが、管径が不明であるため調査の上計画すること。』と、質疑回答における『「要求水準書」「付属資料5インフラ整備状況」の記載内容に基づき、現在の流下能力を考慮の上、計画してください。』という回答だけでは、詳細検討ができずリスクを予見できません。上記流量の情報がない場合、現状いただいている本管の管径能力で仮に提案検討させていただきますが、事業者決定後に詳細検討した結果、増額に繋がる変更が生じた場合、追加費用としていただきたい。	汚水に関する流域変更はなく、現状の管径能力でご提案ください。本市より提示した資料で予見しうる範囲を超える想定等を行った場合は、事業契約書(案)第19条及び第20条記載のように、「事業者の責めに帰すべき事由」と考えますが、その他、市の責めに期すべき事由による場合は市の負担となります。ただし、動物園や大学については、現在検討が進められているところであり、結果、計画変更となった場合等、単純な増減ではなく、仕様変更も含めた今後の協議・調整の対象と考えます。
9	追加技術資料質問への回答 (9/24付)	雨水	3	No. 9					要求水準書に記載の「雨水幹線は、シンボルプロムナード上にあるため、雨水については原則集約すること。」、及び現在受領している追加技術資料では、現在の流下能力を考慮の上計画することは出来ません。プロムナード内の雨水幹線及び周辺道路(市道阪急沿線他)の下水道に対して、本DB事業側から流下することができる流量を早急に提示してください。提示頂けない場合、現在要求水準書に示されている条件で計画を行います。契約後に流量計算等の詳細設計を進めていく中で、流下能力に不足が生じ、管の増径もしくは追加の管の敷設が必要となった場合は変更契約の対象として貴市にて費用等をご負担いただけるという理解で宜しかったでしょうか。	No.7をご参照ください。雨水については提供している流域図を参考に、現況流域と同様にご設定の上、現状の管径能力でご提案ください。公園敷地内の排水については、神戸市公園施設設計設置基準で示す「地表面の流出係数」を用いて計算し、必要な能力を満たす排水設備を計画してください。DB範囲内で求められる排水能力に必要な設備は事業費内でお見込みの上、設計・施工を実施してください。なお、事業範囲外の動物園・大学等の流量を統合した結果、設備自体の変更が必要になった場合には、入札説明書等に示す条件から予期できない事情により、提案内容及び入札説明書等の変更が必要になった場合に該当するものと考えており、事業契約書(案)第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。
10	要求水準書	メインゲート	31	第2	2	(2)	②	(B)キ	「電源は動物園内にある第1キュービクル(遊園地南側)より送ること。」とありますが、工事費として見込んでおくべき条件をご提示ください。施設内及び動物園内の施工可能ルート及びそのルートの状況、工事可能時期が不明であり、どのような計画で工事をするかの検討ができません。	参考資料「王子動物園内電気平面図」を追加します。仮囲い等を設置しない範囲を工事する場合は、原則王子動物園の休園日(水曜日)の午前9時～午後5時に施工する必要があります。動物科学資料館北側の配線について、「王子動物園内電気平面図」における記号T部分及び資料館東側部分においては、来園者の通行は無く、仮囲い等を設置しなくとも来園者との動線分離が可能と考えます。同資料の記号V部分においては、来園者の動線と近接するため、休園日の施工を想定しています。なお、付属資料「王子動物園既存受変電設備」において、「予備」としているブレーカーは利用可能であり、追加のトランス増設は不要です。
11	要求水準書	北ゲート	31	第2	2	(2)	②	(D)カ	「電源は動物園内にある第4キュービクル(動物科学資料館内)より送ること。」とありますが、工事費として見込んでおくべき条件をご提示ください。施設内及び動物園内の施工可能ルート及びそのルートの状況、工事可能時期が不明であり、どのような計画で工事をするかの検討ができません。	No.10をご参照ください。
12	要求水準書	天城橋・中原橋	46	第2	2	(2)	⑥	イ	新設橋梁と現況道路の取り付け構造が不明瞭であるため、今後検討していく中で、取り付けにおける付属物(擁壁等)が出てくる可能性が想定されます。橋梁と現況道路の取り付け合いを把握するために、現況橋梁と河川護岸の取り付け合いが把握できる詳細図を提示いただけますでしょうか。もし提示いただけない場合、今後の検討過程において付属物が必要となった場合は契約変更の対象となり、貴市の負担となりますでしょうか。	現地で確認いただくことに加え、入札説明書等の内容を確認いただいた上でご提案ください。確認できない構造については、一般的な構造を想定したうえでお見込みください。そのうえで、予期できない事情により、提案内容及び入札説明書等の変更が必要になった場合は事業契約書(案)第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。

13	事業契約書	本事業関連書類の変更	9	第13条	2項	(1)			事業契約書第13条2項(1) 「要求水準書の誤謬、脱漏等があること。」の脱漏等に、例えば上記議題No7～12等のインフラ計画、施工計画に必要な与条件の未提示も含まれると考えますが宜しいでしょうか。	議題No. 7～12については、現時点で提示可能な条件をお示ししており、「脱漏」には当たらないものと考えます。 なお、設計・施工計画にあたっての与条件が入札説明書等の本市より提示した資料内から想定しうる範囲を逸脱した場合には、事業契約書(案)第13条第2項(3)に該当するものと考えます。当該場合には、事業契約書(案)第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。
14	要求水準書	本事業のスケジュール	5	第1	4				要求水準に引渡し日の記載がありますが、着工日については事業者が必要と認識する日から着工できるものと考えてよろしいでしょうか。 着工日に条件がある場合、引き渡し時期を厳守できない可能性があります。	着工日については、付属資料3「王子公園内施設一覧」において、各施設の着工の条件を示しているため、確認の上、提案してください。事業者の提案に基づき事業契約書(案)別紙1の日程として設定するものとします。事業契約締結後は当該日程を遵守してください。 なお、事業契約書(案)第20条第1項第1号に従い、着工予定日を変更する合理的な理由がある場合は、着工予定日を変更することができます。 引き渡し日については、要求水準書において指定する期日を目途に引き渡しを求めています。入札説明書等に示す条件を踏まえ適切なスケジュールをご提案ください。各対象施設の引渡し日は、提案内容をもとに、事業契約締結時に市と協議の上定めるものとします。
15	様式集(Excel)	施設整備費等支払表							区分別・施設別・等6-5～6-8について、入札提案書より外してよろしいでしょうか。	提案書提出時点において、様式6-5、6-6の提出を求めます。なお、事業者選定後の契約調整に伴い発生した変更については、令和7年3月頃に予定する仮契約の締結時までの内訳修正を可とします。様式6-7、6-8については、設計業務計画書提出時に提出してください。
16	要求水準書及びその他与条件	大学側及び動物園側の計画							大学側及び動物園側の計画によってDB事業側の計画案に変更が生じた場合において、それが増額要因となった場合は全て変更契約の対象となり、貴市にて負担いただけるという認識で宜しいでしょうか。特にインフラの供給処理先に関して、DB事業者側で整備する施設への接続が必要になった場合や動線計画上で道路(園路)計画に影響が生じた場合を想定します。	入札説明書等に示す条件から予期できない事情により、提案内容及び入札説明書等の変更が必要になった場合は、事業契約書(案)第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。 動物園や大学については、現在検討が進められているところであり、結果、計画変更となった場合等、単純な増減ではなく、仕様変更も含めた今後の協議・調整の対象と考えます。
17	要求水準書	駐車場アクセス園路兼遊歩道	28	第2	2	(2)	①	オ	駐車場アクセス園路と大学敷地の高低差処理は大学事業者側でされるものという理解で宜しいでしょうか。	大学敷地の地盤高については、現況どおりの高さで想定の上、必要な高低差処理をお見込みください。 入札説明書等に示す条件から予期できない事情により、提案内容及び入札説明書等の変更が必要になった場合は、事業契約書(案)第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。
18	要求水準書追加技術資料(24_天城橋・中原橋)	天城橋・中原橋	46	第2	2	(2)	⑥	イ	要求水準書はA活荷重とされていますが、追加技術資料として受領している橋梁一般図はB活荷重となっております。事業者側で契約後に検討及び設計をする際はA活荷重で進めれば宜しいでしょうか。	要求水準書を正とします。
19	要求水準書	天城橋・中原橋	46	第2	2	(2)	⑥	イ	契約後の検討過程において、現計画案の橋梁形式が変わる可能性があります。宜しいでしょうか。今回図面集として提出する橋梁一般図や施工要領図も契約後の検討によっては当然変わります。また、次項にも記載しておりますが、計画に必要な十分な前提条件が示されておりません。検討過程において橋梁形式が変わり、それが増額要因となった場合は、契約変更の対象となり、貴市にご負担いただけるという認識で宜しかったでしょうか。	契約後の調整/協議にて、計画が変更される可能性は当然あるものと認識しています。但し、橋梁形式変更となった場合も含め、橋梁整備費が増となった場合、単純な工事費増ではなく、仕様変更や公園内他施設VEも含めた協議/調整が必要と考えます。
20	要求水準書	天城橋・中原橋	46	第2	2	(2)	⑥	イ	河川橋かつ施工ヤードが狭隘のため、施工ヤードが取りづらく施工にあたっては通行規制が必要になると考えています。(両側通行止めが必要になると考えています。)通行規制を許容されない場合、河川内に仮設構台が必要となりますが、通年施工は不可という認識で宜しいでしょうか。関係機関との協議によっては通年施工を認めていただける可能性はありますでしょうか。また、各関係機関と協議した結果、河川内に仮設構台が必要となる場合は、変更の対象となり、貴市の負担となりますでしょうか。	王子公園東側道路における両側通行止めは現実的に困難と考えます。そのため、原則両側通行止めをかけない提案を行ってください。 現地の状況等を踏まえたうえ、仮設構台などの仮設物等、必要な経費をお見込みください。

21	要求水準書	市道阪急沿線	45	第2	2	(2)	⑥	ア	本DB事業の工事は、擁壁解体及び道路付属物・占用物（バス停留所、電柱、信号）の移設工事（電線共同溝工事他）後に入ると想定し、仮設工事等の設計／施工費用が発生した場合は増額対象と捉えてよいでしょうか。電線共同溝工事他の施工後、本DBによる道路工事までの暫定供用中の整備に関する設計／施工費用は、本DB工事には含まれていないと捉えてよいでしょうか。	大学側による擁壁解体及び別途市で実施する移設工事については、ご認識のとおり、本事業の市道阪急沿線工事に先行して実施する予定ですが、本事業でご提案いただく工事ステップにあわせ今後スケジュールを調整予定です。必要と考えられる仮設に関する設計・施工費用は、本事業費として適切にお見込みください。また、本市との調整の結果、入札説明書等に示す条件から予期できない事情により、本事業での追加工事が発生する場合、本市との協議の上、帰責事由による費用負担やVE等の設計調整が必要と考えます。
22	要求水準書	市道阪急沿線	45	第2	2	(2)	⑥	ア	電線共同溝の工事やバス停留所移設はいつ頃を想定されていますでしょうか。	令和8年度中に擁壁解体を行い、令和11年3月までに市道阪急沿線の工事（電線共同溝、バス停留所移設等）が竣工している想定です。具体的な着手日等については、大学事業及び本事業でご提案いただく市道阪急沿線の工事ステップにあわせ今後調整予定です。
23	要求水準書に関する質問への回答（9/24付）	エントランス広場 付属資料11 （諸室リスト） 付属資料14 （王子動物園の配置/動線イメージ）	10 12 13	No. 59 70 71					質疑回答及び要求水準の修正にて約3600㎡を確保することとありますが、貴市より提示された現況図面データ及びエリア境界の面積を図ると3700㎡程度となります。3,600㎡の根拠をご教示ください。また、エントランス広場、サブゲートエリアともに、動物園側の計画情報がない状況で、仮に事業者側の提案としてそのエリア範囲を設定した場合、今後調整が必要と考えられます。その際、提案内容に対し増額となる変更が生じた場合は、貴市の負担との認識で宜しいでしょうか。	動物園エントランスエリア（建築面積を含む）で3,700m2を確保してください。入札説明書等に示す条件から予期できない事情により、提案内容及び入札説明書等の変更が必要になった場合は、事業契約書（案）第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。
24	要求水準書に関する質問への回答（9/24付）	付属資料11 （諸室リスト）	12	No. 70					屋根下面積500㎡、100㎡との回答をいただきましたが、建築面積として確保できていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	建築面積として確保してください。
25	要求水準書に関する質問への回答（9/24付）（No. 31）	スタジアム大型バスの駐車場位置	39	第2	2	(2)	③	(w) - (f)	スタジアム「東側の外構」との要求水準であるが、提案の幅を広げていただきたく、スタジアム周辺で確保することとさせていただきます。	大型バスの駐車枠については、スタジアム周辺（多目的広場までの程度の距離）でも可としますが、5台駐車できるスペースを確保してください。（駐車台数の兼用は可としています。） なお、周辺に確保する場合においても、スタジアム東側の外構付近に大型バス1台が一時停車可能な車寄せスペース及び動線を確保してください。 また、これらに加え、スタジアム東側の外構スペースは、管理車両等がスタジアムに隣接して駐車できるように、段差・障害のない平坦なスペースを確保してください。
26	要求水準書	自動火災報知設備	38	第2	2	(2)	③	(Q) - (ア)	「自動火災報知設備は総合操作盤とし、感知器は発報場所が特定できること。感知器が発報の際には、受信機の画面平面図上に発報した感知器の位置をポップアップで表示すること。」とありますが、画面上には表示できませんが、R型受信機として、どの感知器が発報したか個々にわかる方式でも宜しいでしょうか。	「消防法」「神戸市火災予防条例」等の法令を満たす提案としてください。
27	要求水準書	立体駐車場	44	第2	2	(2)	⑤	(A) -⑨ - ア	建物1階に男子小4基、大1基、女子3基の穴数を最低基準として整備するほか、各階にバリアフリートイレを1基設置するとありますが、バリアフリートイレは、北棟南棟合わせての各階ごとでよろしいでしょうか。	棟構成等、事業者の提案に応じて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の改正（令和7年6月施行予定）に対応できるよう計画してください。
28	要求水準書	立体駐車場	44	第2	2	(2)	⑤	(A) -⑨ - ア	同上	棟構成等、事業者の提案に応じて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の改正（令和7年6月施行予定）に対応できるよう計画してください。
29	要求水準書	立体駐車場	45	第2	2	(2)	⑤	(A) -⑨	コートはハードタイプの舗装とし、アクリル系樹脂塗床程度と想定しますが、ハードタイプ（アクリル樹脂系補装）以外のものの提案は可能でしょうか。（例：カラーチップ補装、砂入り人工芝など）躯体の振動でクラックが発生しやすく、不向きです。	いわゆる「クレイコート」「ハードコート」「グラスコート」「砂入り人工芝コート」などの種類のうち「ハードコート」としており、その前提であれば、耐久性や耐候性等を考慮してアクリル系樹脂補装以外の材質の提案でもかまいません。

30	付属資料08_敷地の地質調査結果	地質調査結果						<p>「付属資料08_敷地の地質調査結果」で示されてる地質調査結果では、橋梁詳細設計に必要な支持層確認、及び液状化判定ができませんが、貴市にて追加調査を予定されていますでしょうか。No.5～No.8全箇所において、室内試験が実施されておらず、液状化判定に必要な資料が不足しております。No.5に関しては、N値30以上を連続して確認できておらず、道路橋示方書による支持層を満足していません。No.8においては、既設構造物への干渉を理由に、調査を終了させており、4m以深の情報が不足しております。神戸市で追加の調査を実施する予定はありますでしょうか。</p>	<p>参考資料等を確認の上、必要な費用をお見込みください。本市において追加の調査を実施する予定はありません。</p>
31	要求水準書	スタジアム及び登山研修所以外の建物の耐震性能						<p>スタジアムおよび登山研修所以外の施設の耐震性能について記載がありませんが、下記として宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造体安全性：Ⅲ類 ・建築非構造部材耐震安全性能：B類 ・建築設備の耐震：乙類 <p>また、上記を鑑み、スタジアムおよび登山研修所以外の施設では建築構造設計基準の大地震時の変形制限の適用は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>耐震性能については、ご理解の通りです。スタジアムおよび登山研修所以外の施設において、建築構造設計基準の大地震時の変形制限については適用は不要ですが、変形制限をどのように設定するかは、考え方を示しいただいた上で、本市と協議し、決定してください。</p>